

## 会員入退会取扱要綱

(目的)

第1条 公益社団法人豊島区シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第6条の規定に基づく会員の入会及び退会に関して必要な事項を定める。

(入会申込手続)

第2条 センターの正会員又は特別会員及び賛助会員になろうとする者は、次の各号の入会申込書を提出しなければならない。その際には、生年月日及び住所を確認できる書類を提示するものとする。

(1) 正会員 事務処理運営要綱第3条第2項に定める入会申込書（入会申込及び兼会員票）

(2) 特別会員及び賛助会員 本要綱に定める入会申込書（様式第1号）

2 賛助会員になろうとする団体は、入会申込書に定款及び登記事項証明書等を添付するものとする。

3 会長が必要と認めるときは、添付書類の一部又は全部を省略することができる。

(入会の可否)

第3条 センターへの入会の可否は、次に掲げる基準にもとづき、理事会において決定する。

(1) 入会申込書及び添付された関係書類等から、センターの定款第5条各号の要件を満たし、会員としてふさわしいと認められる人又は団体であること。

(2) 契約及び仕事の遂行に関して十分な能力を有していること。

(3) 反社会的な活動を行う団体又はその構成員あるいはこれに準ずる者でないこと。

2 会長は、理事会において入会の可否が決定されたときは、入会決定通知書（第2号様式の1）または入会可否決定通知書（第2号様式の2）により、入会申込者に通知するものとする。

(再入会)

第4条 以前にセンターの会員であった者から再び入会申込みがあった場合には、前条のほか、次の各号によるものとする。

(1) 以前に会員であった者が再入会を希望する場合には、入会申込書に過去の入会歴及び退会理由を記載して提出しなければならない。

(2) 退会が、除名または会長からの退会勧告によるものであった場合には、原則として再入会を認めないものとする。

(3) 以前の退会の際に未納の会費がある場合には、これを納入しなければ再入会を認めないものとする。ただし、再入会申込みの前年度から起算し5年以前の未納会費については免除することができる。

2 他のシルバー人材センター会員であった者が入会しようとする場合には、前項第1号

および第2号を準用する。

(会員名簿)

第5条 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿(様式第3号)に登録する。

2 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(会費)

第6条 会費の金額、納期等については、総会で定める会費規程によるものとする。

(退会)

第7条 会員は、定款第8条により、退会届(第4号様式)を提出して任意に退会することができる。

(改廃)

第8条 この要綱の改廃は、理事会において決定する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年8月23日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年6月29日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。